

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（入院時食事療養費） 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。 （入院時生活療養費） 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。 （保険外併用療養費） 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の3第4項に定めるところによる。 （療養費） 第9条の5 療養費の支給は、法第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項までの規定に定めるところによる。 （訪問看護療養費） 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。 （徴収猶予） 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）</u>以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 第27条 区長は、法第9条第1項若しくは	〔同左〕 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条に定めるところによる。 〔同左〕 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2に定めるところによる。 〔同左〕 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条に定めるところによる。 〔同左〕 第9条の5 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項までの規定に定めるところによる。 〔同左〕 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2に定めるところによる。 〔同左〕 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6か月</u>以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)～(4) 〔略〕 2 〔略〕 第27条 区長は、法第9条第1項若しくは

<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u>に対し、10万円以下の過料を科する。	<u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者</u>に対し、10万円以下の過料を科する。
--	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。